八頭町キャラクター「やずぴょん」着ぐるみ貸出規程

（趣旨）

第１条 この規程は、八頭町キャラクター「やずぴょん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用申込の提出）

第２条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめやずぴょん着ぐるみ使用申込書(別紙)を提出し、八頭町産業観光課長（以下「課長」という。）の承諾を得なければならない。

（使用承諾）

第３条 課長は、前条の規程による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

(1) 八頭町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

(2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

(4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。

(5) 営利目的の活動に使用するとき。

(6) その他、課長が着ぐるみの使用について不適当と認めたとき。

（使用料）

第４条 使用料は、無料とする。ただし、運送にかかる費用は借受人が負担することとする。

（使用上の遵守事項）

第５条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(2) 申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 使用期間を遵守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 荒天時に屋外で使用しないこと。

(6) その他、課長が特に付した条件に従って使用すること。

（使用の承認の取消し）

第６条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反

したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

（原状復帰）

第７条 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補またはクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

２　前項の規定に関わらず、課長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

（責任の制限）

第８条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、課長は一切その責めを負わない。

（補則）

第９条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２５年６月５日より施行する。

(別紙)

やずぴょん着ぐるみ使用申込書

申込者　　団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿　　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、やずぴょんの着ぐるみを使用したいので申し込みます。
なお、運搬にかかる経費は、自己負担いたします。

記

１　着ぐるみの種類　　やずぴょん

２　使用イベント　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　使 用 場 所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　使 用 日 時　　平成　　年　　月　　日（　　時頃）～　　月　　日（　　時頃）

貸出受取日　（　　月　　日　　時頃）　返却予定日時　（　　月　　日　　時頃）

＊課員記入欄

貸 出 日　平成　　年　　月　　日（確認者氏名　　）

返 却 日　平成　　年　　月　　日（確認者氏名　　）

返却時に下記リストにより貸出物品のチェックを行ってください。

貸出品チェックリスト

名　　称	チェック欄	名　　称	チェック欄
本　　体		送風機＆配線コード	
バッテリー充電器		バッテリー（2 台）	
ベスト		取扱説明書	
ヘルメット		背負子棒（2 本）	
名札（スカーフ）		名札（安全ピン）	